

『これらを推進するための政策間、地域間での連携』 の方向性

令和7年11月
国土交通省都市局

前回までに委員会で頂いたご意見と今後の方向性(案)

政策間連携に関するご意見

- ✓ 都市のあり方について、産業や教育をはじめとした幅広い分野の知見を集めた議論が関連になされることが重要。
- ✓ 今後のまちづくりに必要な要素と同様のテーマの議論は、関係省庁を含めた各方面でなされており、それぞれの議論と連携すべき。
- ✓ 各省庁で実施されている施策が都市政策の方向性と逆行することのないよう、省庁間・部局間の連携を進め、調整できるようにすべき。
- ✓ 公共施設の更新についても、施設単体で検討するのではなく、省庁間で連携して地域単位で公共施設の複合化・再編を検討すべき。
- ✓ 広域連携を先行的に行っている都市をモデルとして分析を行い、知見の共有化を進めていくべき。

地域間連携に関するご意見

- ✓ 自治体の枠を超えた広域連携は重要。「競争」ではなく「協調」の発想が重要。(再掲)
- ✓ 広域連携のあり方については、関係省庁や省内の他部局における議論も踏まえて連携して対応すべき。また、広域連携による効果をデータで示していくことも重要。(再掲)
- ✓ 医療・介護、グリーン化、防災などの社会課題に対して都市計画が有用であることに共感を得られるよう、立地適正化計画の間口を広げて考えるべきではないか。(再掲)
- ✓ 広域連携にあたっては、都道府県の機能が働くようにすべき。近隣市町村で居住区域の考え方等が異なると施策効果が薄れるため、市町村の申し入れにより都道府県で調整してもらえる制度があるとありがたい。(再掲)
- ✓ 都市間での奪い合いではなく協調の方向に目を向けなおす意味でも都道府県がビジョンを示すことが重要。また、都道府県の役割としては、ビジョンを示すに加えて、コンフリクトが起きた時の仲介という2つの次元での調整機能が求められるのではないか。
- ✓ 単に広域立適があればよいということではなく、どのような広域連携が望ましいのか、質にも留意すべき。

今後の方向性 (案)

論点1.~4. に掲げる政策を効果的に進めるため、以下の取組を進めるべきではないか。

- まちづくりに関連する政策との省庁間・部局間横断的な連携強化
- 都道府県の役割の明確化等による地域間連携の促進

(1)まちづくりに関連する政策との省庁間・部局間横断的な連携強化

まちづくりに係る各省庁・部局との連携について

- これまでも、下表に記載のものを始め、各省庁・部局間と連携した様々な取組により、都市政策の充実を図ってきた。
- 本委員会においても、「ヒト・モノ・カネが益々限られる人口減少社会の厳しい現状を打破していくためには、既存の枠組みにとらわれないチエが求められる。」というご意見もいただいております、既存の組織や行政区域といった垣根を越えた新たな連携による、より効果的な政策を模索していくことが重要。

これまでの政策間連携の取組

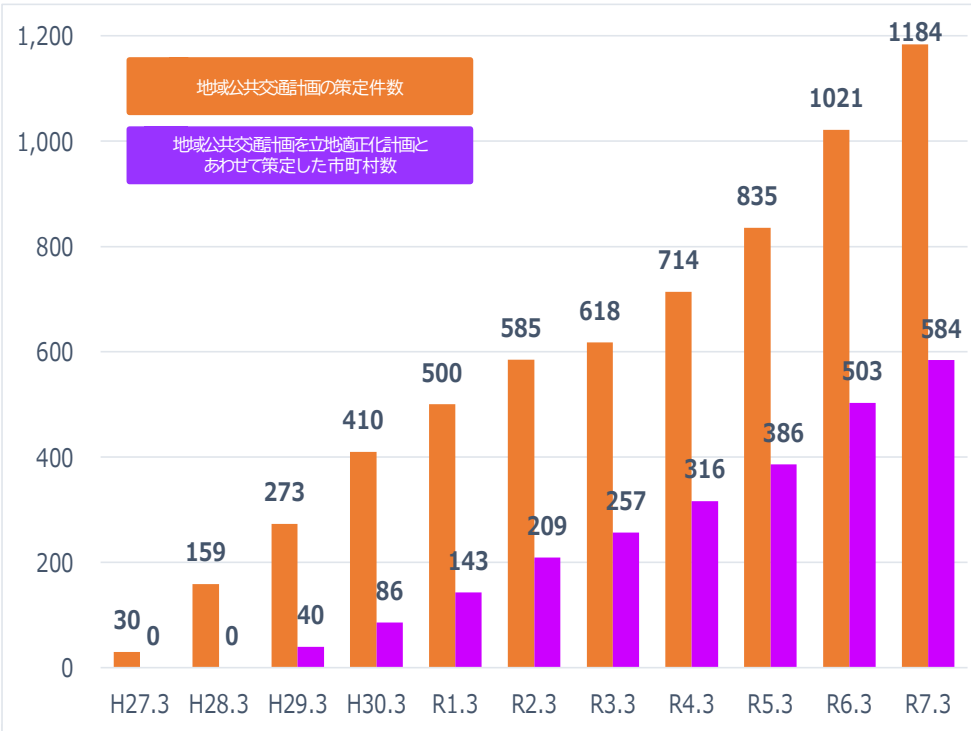
分 野	連携の視点	連携している省庁・部局
交通ネットワーク	<u>公共交通沿線</u> への居住の誘導、公共交通拠点エリアへの都市機能の誘導。	国土交通省(総合政策局)
公共施設の適正管理 (地方財政措置)	将来のまちづくりを想定した <u>公共施設等の適正管理</u> のための支援。	総務省
国公有財産の有効活用	地域に根ざす <u>国公有財産の利活用</u> により、地域の魅力や防災力等を高める。	財務省
介護施設の集約・再編	日常生活圏で <u>介護サービス施設</u> が適切に提供されるための施設配置の推進。	厚生労働省
防災	まちづくり計画と国土強靱化地域計画の <u>連携強化</u> 。	内閣官房
インフラ老朽化	まちづくり計画と連携した老朽化対策(修繕・更新、集約・複合化等)の推進による、 <u>インフラ機能の確実かつ効率的な確保</u> 。	国土交通省(総合政策局)
エリアマネジメント	「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向け、道路、公園、水辺空間、民間空地など <u>パブリックスペースの利活用</u> 等を推進	国土交通省(道路局、水管理・国土保全局、住宅局)、内閣府、警察庁、厚生労働省

今後の方向性

- これまで連携を進めてきた政策分野については、施策の実効性向上に努めると共に、新たな政策分野とも連携を図っていくべきではないか。その際には、互いの政策目的に対して相乗効果が図られるよう留意することが重要ではないか。
- 更には、連携による効果を維持・向上させるため、計画段階・事業段階・管理段階等の多段階において、連携効果の評価や、政策間の連携改善を図っていくのはどうか。
- 政策間連携の促進に向けては、今後の各政策の方向性等を適時情報共有できる場であるコンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームを最大限活用する等、省庁・部局等の垣根を超えた横串の関係を深めるための取組を進めるべきではないか。

- 都市局と地域交通部局ではまちづくりとの連携を図るため、社会資本整備重点計画や交通政策基本計画において「立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数」を指標として掲げており、その推移は上昇傾向。
- 地域公共交通計画では、地方公共団体が計画の策定・見直しの際に計画の意義やアップデートの進め方を理解して実践できるよう、2025年に「地域公共交通計画のアップデートガイダンスver1.0」手順書を公表し、まちづくり計画との連携等を促進。

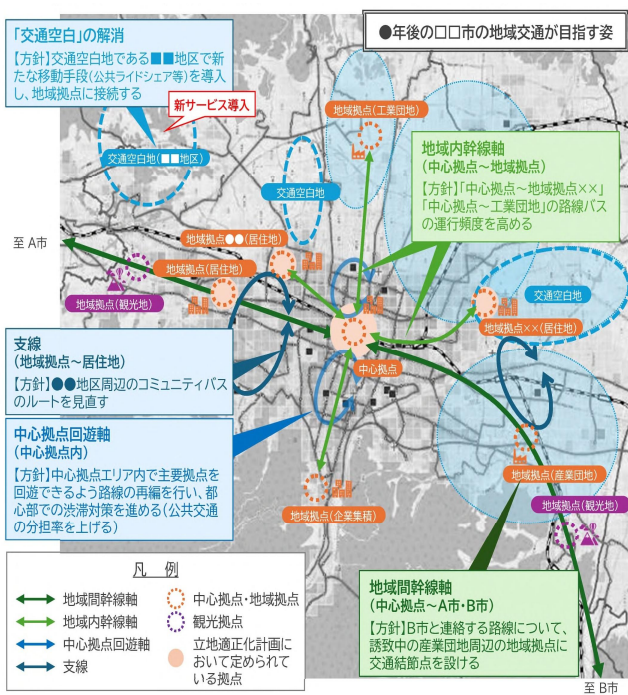
立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数



第3次交通政策基本計画では、「今後策定・更新される地域公共交通計画のうち、コンパクト・プラス・ネットワークに関する具体的な記載があるものの割合」を、令和12年度までに100%とする指標を設定予定。

地域公共交通計画の「アップデートガイダンス Ver1.0」手順書（一部抜粋）

- ・設定する地域交通ネットワークは、都市計画マスタープランや立地適正化計画で掲げるまちづくりの将来像を見据えたものとするなど、長期的な視点も考慮することが効果的。
- ・検討にあたっては、持続可能な地域交通を実現する観点から、需要に応じた階層的なネットワークを整理することを前提に考えることが重要。



交通軸・拠点の設定例		
	設定すべき場所	設定例
中心拠点	人口が集積 各種の都市機能が集積 公共交通でアクセスしやすい 都市基盤の整備が進んでいる	立地適正化計画の中心拠点 中心市街地活性化基本計画※の中心市街地 市役所や市の中心となる駅・バス停の周辺 業務・商業機能が集積している地区
	人口が比較的集積 日常生活サービス施設が集積 徒歩・自転車・末端交通等でアクセスしやすい 都市基盤の整備が比較的進んでいる	立地適正化計画の地域／生活拠点 行政支所や地域の中心となる駅・バス停の周辺 小売り機能等が一定程度集積している地区 来訪者の多い観光拠点
交通軸	拠点を連絡し、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する地域交通が運行する路線	中心拠点・地域拠点間を接続する路線 隣接する都市と中心拠点を接続する路線

立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

＜事業例＞ ・【補完】国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

(国庫補助事業の対象とされているが国費の不足により単独で実施するもの)

・【一体】国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(都市構造再編集集中支援事業の要件を一部満たさない事業)

① 同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業(補助要件:同種の誘導施設は1市町村一つまで)

(都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業)

② 事業規模1億円未満の事業(補助要件:1 億円以上)

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

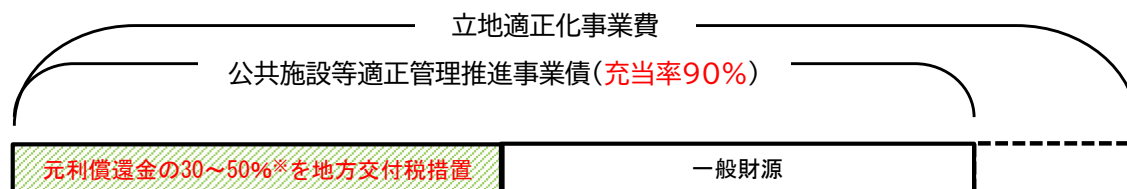
※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:令和4年度～令和8年度

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

【事業イメージ】



公共施設をまちなかで適切に配置

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

総務省資料より抜粋

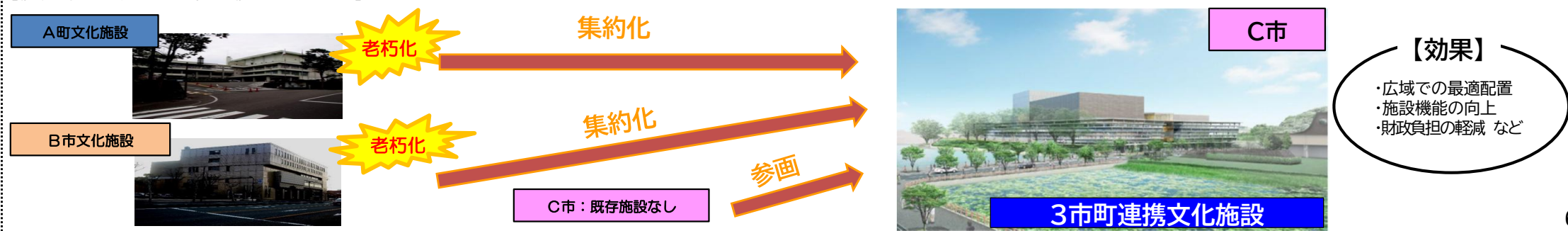
複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進(R7拡充)

総務省「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き」より抜粋

- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化**等を推進するため、**集約化等に向けた調査検討** 及び**集約化等の円滑化**に係る経費に対する**特別交付税措置**を令和7年度より創設。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、**国土交通省と連携**して集約化の取組を促進するほか、**専門アドバイザーの派遣**を実施。

	協議の場の設定(調査・検討)	新施設の整備	旧施設の除却	集約化等の円滑化
財政措置等	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.5 措置上限額: 500万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘 等 ※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% <対象> ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【拡充】公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% ※ただし、対象事業費から除却施設に係る 土地価格相当分を控除した額が対象 <対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計5,000万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 *新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)
	※【新規】都市構造再編集集中支援事業(国土交通省R7当初予算)も活用可能 複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2) ◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合 ⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて72.5% 国庫補助(1/2) 公適債(集約化・複合化事業) 充当率 90% 交付税措置率 50%			
その他	【新規】専門アドバイザーの派遣 ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施			

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



まちづくりや官庁施設に関する最近の施策状況①

財務省資料より抜粋

○財務省におけるこれまでの取組

財務省 財政制度等審議会 第66回国有財産分科会
資料3「庁舎行政の現状と課題」より抜粋

「地域における国公有財産の最適利用(エリアマネジメント)」の推進

○国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、人口減少や耐震化対応などの課題解決に向けて、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていく取組を推進。

○これまでに、160の地方公共団体との協議会の設置や30件の最適利用プランの策定に繋がるなど、取組が定着(令和7年3月末時点)。



庁舎等における余剰空間の有効活用

○庁舎等の行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、使用許可をすることができる。

○地域社会のニーズへの対応と収益確保の双方の観点から、本制度を行政財産の有効活用の政策ツールに位置付け。➡通達改正:使用許可期間の柔軟化等(令和元年)、手続きの円滑化等(令和7年)

○これまでに、シェアサイクルポート、カーシェアリング、5G基地局、EV用充電器付き駐車場などに活用。

○制度周知(HP更改・リーフレット作成)や財産情報公開等により、更なる有効活用を推進。



○国土交通省と連携したこれからの取組

10年に亘る財務局の取組

○「地域における国公有財産の最適利用(エリアマネジメント)」を進める中で、財務局の創意工夫によって、以下のような地域に果たす国有財産行政の更なる可能性が見い出されてきたところ。

- ✓ エリア全体の財産と都市計画等をマッチングさせることで、国公有財産を活用した地域連携が実現(地域防災の向上、にぎわい創出など)
- ✓ 財務局が、主体的に市町村の現状・課題等を分析し、自治体にとって必要であろう利用方針を提案することで、円滑な事業化を実現



まちづくり、防災・減災など、近年の都市計画・官庁施設関連施策のトレンドも踏まえ、地方創生2.0実現を支える政策として発展・進化させていく。

財務局が培った知見も踏まえ、通達を策定し、
本取組をステップアップ

今後の方向性

○エリア全体の国有財産(行政財産・普通財産)を俯瞰し、財務局が持つ企画・調整力を最大限発揮できるよう、『エリア価値向上に向けた国公有財産の戦略的マネジメント(エリマネばらす)』として発展的に取組を進めていく。

○具体的には、以下のような「まちなか拠点合同庁舎」等の地域における拠点づくり等を進め、国土交通省のまちづくり政策とも連携し、地域に根ざす国公有財産の利活用により、地域の魅力・防災力を高めていく。

- エリアに所在する国有財産の中長期的な利用状況と都市計画・防災計画との整合性を可視化(プロジェクトマップ)し、国の施設の再編等による、地域防災などまちなかにおける拠点づくり
- 地域ニーズを踏まえ、住民生活の維持・向上に資するよう、まちなかに所在する庁舎等の地域開放(使用許可等)を進め、新たな人流を創出。

まちづくりや官庁施設に関する最近の施策状況②

財務省資料より抜粋

財務省 財政制度等審議会 第66回国有財産分科会
資料3「庁舎行政の現状と課題」より抜粋

○エリア価値向上に向けた国公有財産の戦略的マネジメント(エリマネぱらす)【イメージ図】

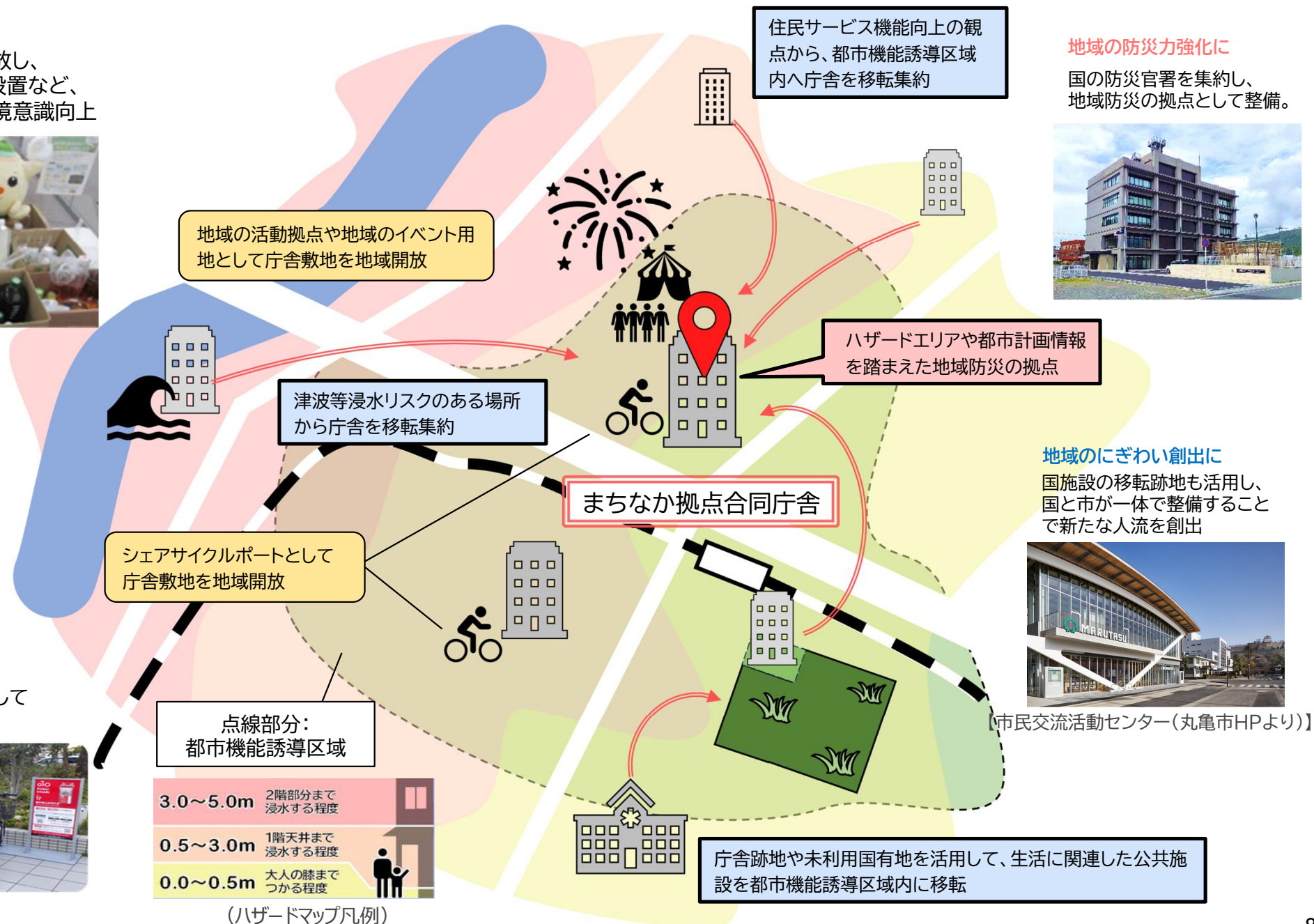
地域の活動に

庁舎内のスペースを開放し、
廃食用油回収スポットの設置など、
地域の方々とともに環境意識向上



地域の拠点に

観光需要増加を見越し、
シェアサイクルポートとして
庁舎敷地を開放。



1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

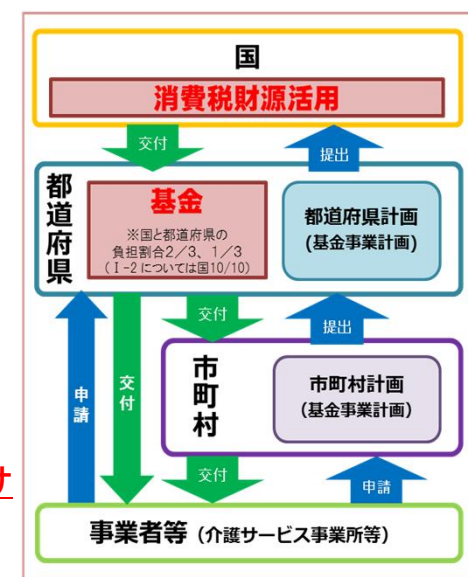
- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。 ※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

【対象事業】（一部抜粋）

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
- ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、**2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。**
- ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

＜実施主体等＞



＜令和5年度交付実績＞38都道府県

地域医療介護総合確保基金管理運営要領（R7.9.24改定）

ク 介護施設等の集約・再編支援事業（一部抜粋）

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における**集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域**（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

内閣官房 国土強靱化推進室
「第1次国土強靱化実施中期計画【概要】」より抜粋

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
- 5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
- 状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用等の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○ 第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト → 60施策	● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 → 109施策	● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 → 56施策	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 → 65施策	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 → 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○ 施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 → 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等 → 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等 → 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 → 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 → 16施策（29指標）

2 対策の事業規模

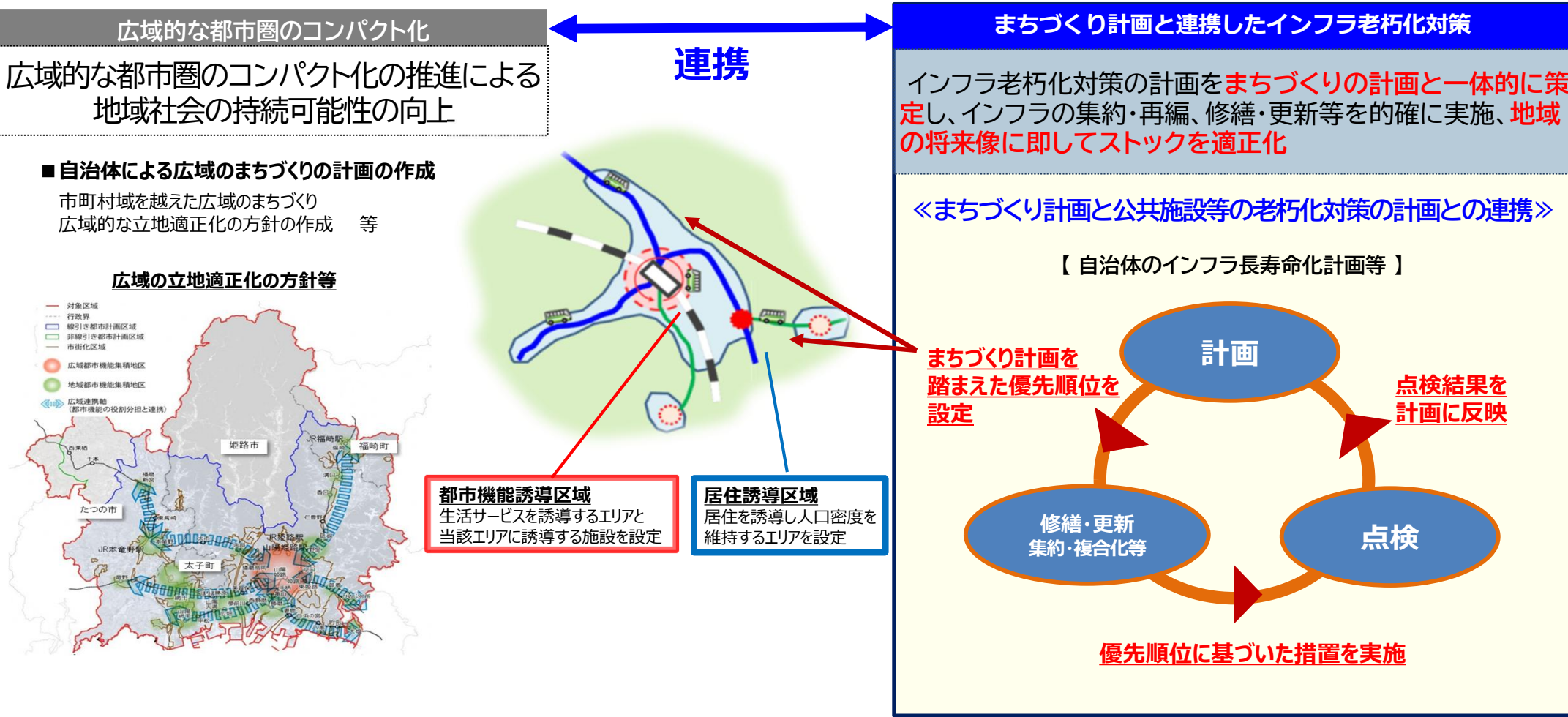
※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

○ 「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（I. 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化：おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○ 地方人口減少とインフラ老朽化が進む中、広域的な都市圏のコンパクト化の推進による地域社会の持続可能性の向上と、まちづくり計画と連携した老朽化対策(修繕・更新、集約・複合化等)の推進によるインフラ機能の確実かつ効率的な確保を図る



- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、道路、公園、水辺空間、民間空地などの利活用等に関する各地域のプロジェクトを推進するため、令和3年3月に関係省庁が連携して立ち上げた「関係省庁支援チーム」において、パブリック空間を代表する道路空間を利活用した地域活動を円滑に実施するための手法をとりまとめたガイドラインを策定。

関係省庁支援チーム構成員(★はチームリーダー)

国土交通省 都市局 まちづくり推進課(★)
国土交通省 都市局 街路交通施設課
国土交通省 都市局 市街地整備課
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
国土交通省 道路局 路政課
国土交通省 道路局 環境安全・防災課
国土交通省 住宅局 市街地建築課
内閣府 地方創生推進事務局
厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課
警察庁 交通局 交通規制課

ガイドラインの構成

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりについて
居心地の良い空間づくりとしての道路空間利活用等
- 2 道路占用許可について
道路占用許可の概要、基準・条件、特例制度、許可手続の簡素化・弾力化
- 3 道路使用許可について
道路使用許可の概要、基準・条件、許可期間、許可手続の簡素化・弾力化
- 4 参考事例
福井市、新宿区、松本市、姫路市、柏市、新潟市、前橋市、岡崎市、北九州市

■道路占用許可

①道路占用許可の特例制度として、令和2年の道路法一部改正により創設された「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」の制度概要や手続の流れなどを記載。

■道路使用許可

②道路使用許可の許可基準において、所轄警察署長が許可の判断を行うに当たっての考慮点として「イベント等が交通の妨害の程度を上回る公益性を有すること」などを記載。

③道路使用許可の許可期間において、許可が必要となる行為の分類の具体例を明示するとともに当該行為の分類に応じ、都道府県警察では許可期間に係る基準を定めて公表している場合があること、また、3号の分類においては「定型的なもの」と判断される場合には許可期間が長く設定されることがあることなどを記載。

■道路占用許可・道路使用許可の共通事項

④道路占用許可・道路使用許可の申請手続における簡素化・弾力化の取組として、占有主体やイベント等の実施主体に対し、事前相談による助言・情報提供を行っていること、また、複数の占有物件あるいは道路使用行為について、許可を一括化する制度があること、さらに、両方の許可が必要となる場合に、両許可に係る申請の一括受付の制度があることなどを記載。

⑤道路空間利活用の取組における参考事例として、円滑な道路空間利活用のポイントや警察との協議において留意すべきポイント等を整理した代表的事例や、道路占用・道路使用許可関連の活動の内容、許可期間、占有特例、道路使用行為の分類等の情報を整理した地域事例を複数掲載。



姫路市
大手前通り



新潟市
ガルベストン通り



柏市
柏駅前ベデストリアンデッキ



前橋市
前橋駅北口やき並木通り



北九州市
サンロード魚町

【参考】飲食店等営業許可

⑥道路上で飲食店などの営業を行う場合における飲食店等営業許可について、客席のみの場合であれば許可を不要とすることを記載。

- 都市政策を進めていくためには、居住や都市機能の立地、公共交通の充実、公共施設再編、中心市街地活性化、医療・福祉、子育て、教育、防災等、都市の持続性を高める他局・他省庁との施策連携を意識し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討していくことが重要。
- 国土交通省では、地方公共団体の取組が円滑に進められるよう、省庁横断的な支援体制「コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム」を構築。

コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム

コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームとは

- コンパクト・プラス・ネットワークの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などのまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム」を設置し、市町村の取組を省庁横断的に支援

支援チームの主な取組

- 現場ニーズに即した支援施策の充実
 - ✓ 関係府省庁において“横串”の視点での施策間連携を促進
- モデル都市の形成・横展開
 - ✓ 人口規模やまちづくりの重点テーマ別に類型化し、具体的な効果・事例を目に見える形で提示
- 取組成果の「見える化」
 - ✓ 市町村の取組の進捗や課題を関係府省庁が継続的にモニタリング・検証し、コンパクト・プラス・ネットワークの実効性を確保

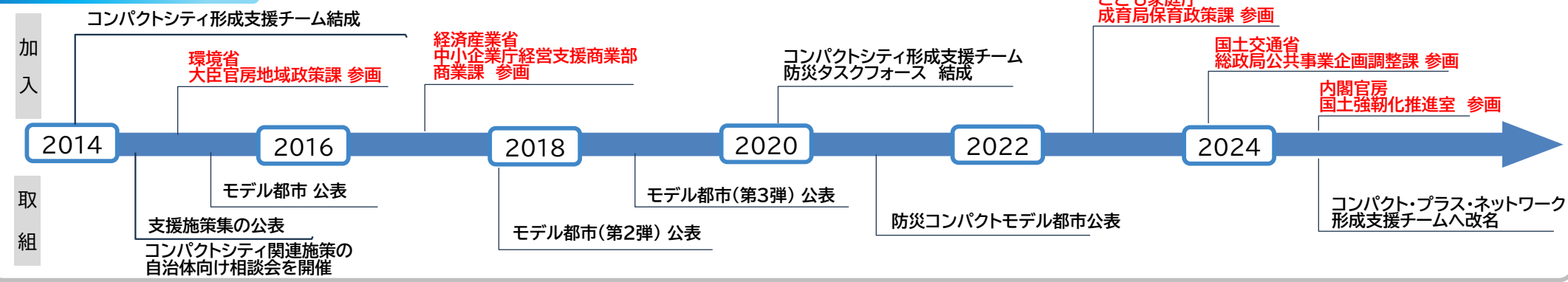
支援チームメンバー（R7.4時点）

国土交通省〔事務局〕	内閣官房／内閣府	復興庁	総務省	財務省	金融庁
こども家庭庁	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	環境省



支援チーム会議の開催状況

支援チームの主な変遷



(参考)コンパクト・プラス・ネットワーク形成に関連する主な支援措置

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組や事業等に関連する国の支援策をとりまとめ、自治体が施策間連携を図る際に活用可能な支援メニューや連携を促すための施策について情報提供を行うことが重要。
- 各省庁で用意している支援措置を効果的に活用してもらうため、一覧性を持ってまとめた施策集を国土交通省HPで公表(下記はメニュー例)。



まちづくりにおける総合的な支援

- 予算 コンパクトシティ形成支援事業【国土交通省】
- 予算 都市構造再編集中支援事業【国土交通省】
- 予算 都市再生整備計画事業【国土交通省】
- 予算 新しい地方経済・生活環境創生交付金【内閣府】



子育て施設に資する支援

- 予算 都市構造再編集中支援事業【国土交通省】
- 予算 就学前教育・保育施設整備交付金【こども家庭庁】
- 予算 保育所等改修費等支援事業【こども家庭庁】



住宅政策に資する支援

- 予算 住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)【国土交通省】
- 予算 住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)【国土交通省】
- 予算 地域居住機能再生推進事業【国土交通省】
- 予算 公営住宅整備事業【国土交通省】



地域公共交通に資する支援

- 予算 地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】
- 予算 都市・地域交通戦略推進事業【国土交通省】
- 予算 日本版Mass推進・支援事業【国土交通省】
- 予算 都市鉄道利便増進事業【国土交通省】



都市農業に資する支援

- 予算 都市農業機能発揮対策【農林水産省】
- 税制 都市農地の保全のための所要の措置【国土交通省】
- 予算 市民農園等整備事業【国土交通省】
- 予算 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業【国土交通省】



防災における支援

- 予算 まちづくり連携砂防等事業【国土交通省】
- 予算 防災集団移転促進事業【国土交通省】
- 予算 都市再生区画整理事業【国土交通省】



中心市街地活性化に資する支援

- 予算 まちなかウォークブル推進事業【国土交通省】
- 予算 官民連携まちなか再生推進事業【国土交通省】
- 予算 共同型都市再構築業務【国土交通省(民都機構)】
- 予算 まち再生出資業務【国土交通省(民都機構)】



公共施設再編に資する支援

- 地財措置 公共施設等適正管理推進事業【総務省】
- 相談窓口 国公有財産の戦略的マネジメント【財務省】
- 予算 先導的官民連携支援事業【国土交通省】



広域連携に資する支援

- 予算 連携中枢都市圏構想の取組の推進【国土交通省】
- 予算 コンパクトシティ形成支援事業【国土交通省】
- 予算 都市構造再編集中支援事業【国土交通省】



健康・医療・福祉に資する支援

- 予算 地域医療介護総合確保基金【厚生労働省】
- 予算 医療機能分化・連携支援事業【厚生労働省】
- 予算 スマートウェルネス住宅等推進事業【国土交通省】
- 予算 バリアフリー環境整備促進事業【厚生労働省】



学校教育に資する支援

- 予算 都市構造再編集中支援事業【国土交通省】
- 予算 体育・スポーツ施設整備【スポーツ庁】
- 手引き 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き【文部科学省】

「まちづくりの健康診断」を活用した政策間・部局間の連携の促進

- 今年度から実施している「まちづくりの健康診断」においては、立地適正化計画の見直し(評価と必要に応じた変更)に係る一連のプロセスを体系化し、立地適正化計画の質の向上を進めているところ。
- 現在は、公開データを中心に統計的情報を収集し計画の見直しに反映させているが、他の政策分野が保有する情報を「まちづくりの健康診断」において活用することで、より質の高い立地適正化計画の策定や他の政策分野における政策立案に反映できることが期待。

『まちづくりの健康診断』の進め方と構成

Step 1

国はまちづくりの健康診断の実施にあたり、基礎的なデータ・直接指標・間接指標を記載した評価用レポートを整備し市町村へ提供

Step 2

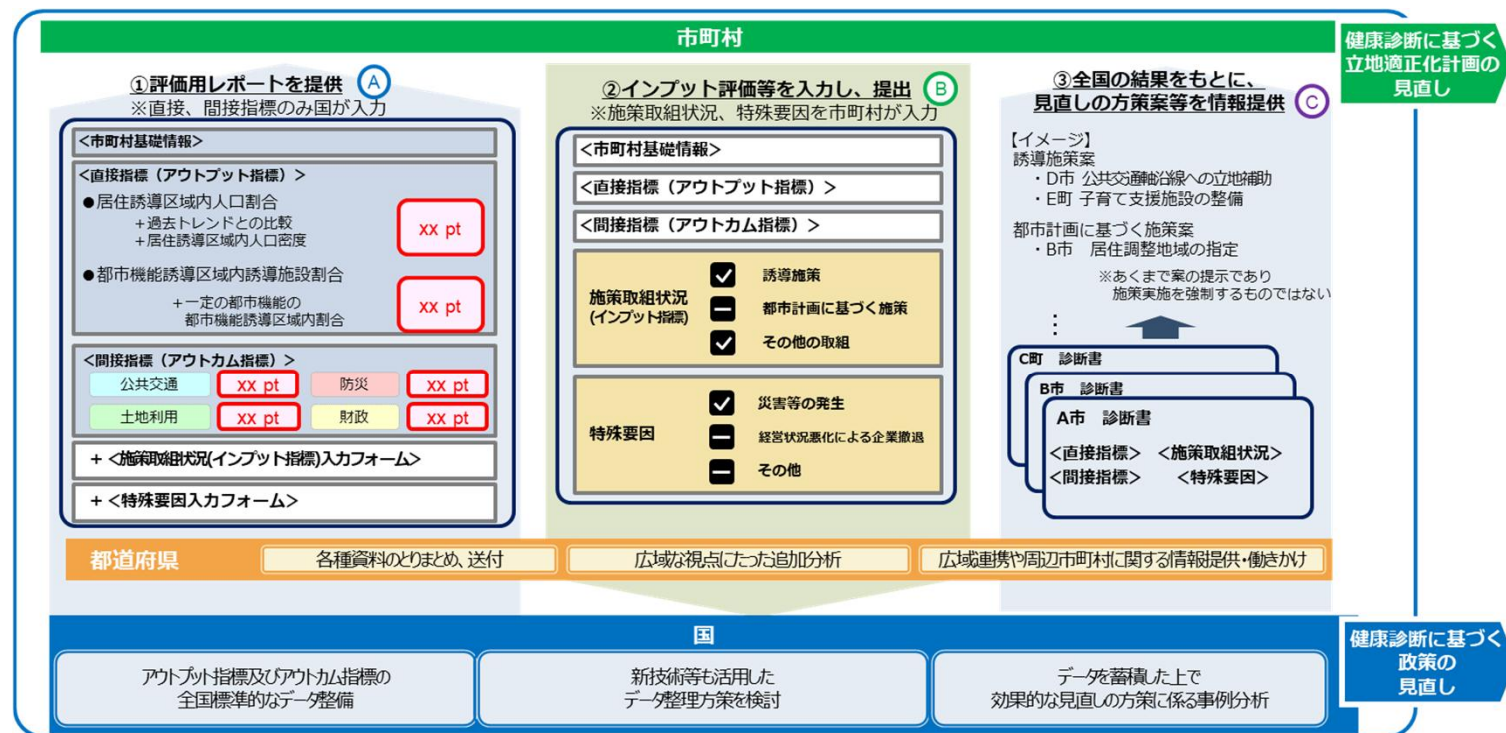
市町村は、評価用レポートを確認するとともに、施策取組状況(インプット評価等)や特殊要因を入力し、都道府県、国へ送付

Step 3

国は市町村から受領したデータを蓄積し、都市特性等に応じた見直しの方策案等を市町村等へ提示

Step 4

都道府県はまちづくりの健康診断を広域的な視点から確認し、広域連携の必要性や周辺市町村に関する情報提供を可能な範囲で実施



今後の方向性

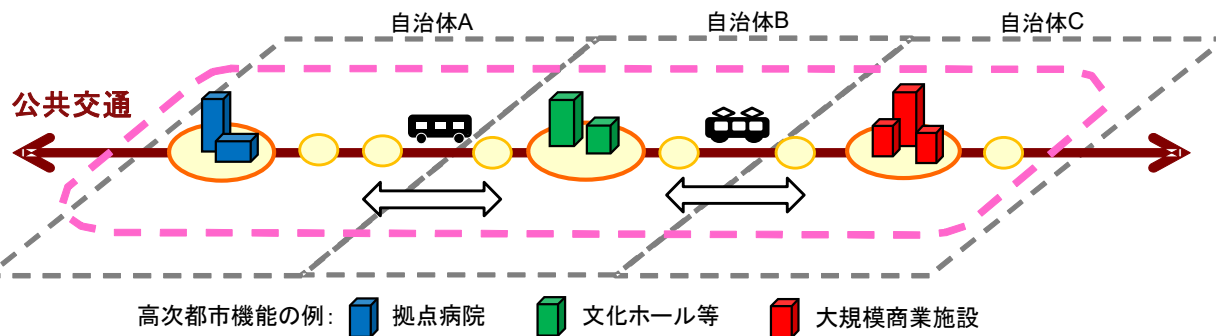
- 立地適正化計画の質の向上や他の政策分野との政策間連携を強化していくため、「まちづくりの健康診断」においてこれまで活用していた統計的情報に加え、まちづくりと親和性が高い情報の提供を各省庁に促すなど、他の政策分野において保有している情報についても活用していくこととしてはどうか。
- また、「まちづくりの健康診断」を通じて得られた情報については、当該自治体のみならず、コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームの構成員にも広く情報共有し、各省庁・各部局における政策立案にも反映させていくべきではないか。
- 地方公共団体のまちづくりの底力の発揮につなげるため、各地方支分部局を活用し、伴走型の支援を充実させるべきではないか。

(2) 都道府県の役割の明確化等による地域間連携の促進

市町村域を越えた広域連携の強力な推進

- 公共交通等のネットワークを介するなどにより、複数市町村による広域的な生活圈や経済圏が形成されている場合、当該圏域における都市機能を一定の役割分担の下で連携・整備し、広域的な地域の活性化と効率的な施設配置を図ることが重要。
- これまで広域連携による立地適正化計画の策定に対する支援を実施。
- 既に広域的な立地適正化の方針の策定した先行事例も存在する一方で、他の地域においては、市町村間での調整が行われていない場合や市町村間の合意形成が難航する場合も少なくないのが現状。

都市機能の連携・分担イメージ



広域的な立地適正化の方針の策定状況

- 中播磨圏域の立地適正化の方針(H29.3)
兵庫県姫路市、たつの市、太子町、福崎町
- 燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針(H29.4)
新潟県三条市、燕市
- 館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針(H29.5)
群馬県館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町
- 泉北地域の広域的な立地適正化の方針(H29.11)
堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
- 柳井広域都市圏広域立地適正化に関する基本方針(R4.3)
山口県柳井市、田布施町、平生町
- 下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針(R5.8)
青森県むつ市、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 長万部・黒松内圏域広域的な立地適正化の方針(R7.3)
長万部町、黒松内町
- 北村山圏域広域立地適正化方針(R7.5)
村山市、東根市、尾花沢市、大石田町

広域連携による立地適正化計画の作成支援

コンパクトシティ形成支援事業（令和2年度拡充事項）

広域連携に対する支援

■ 複数自治体が共同して立地適正化計画を作成する場合、計画策定の支援の補助対象者に「市町村都市再生協議会」を追加。

都市構造再編集中支援事業（令和2年度拡充事項）

広域連携に対する支援

■ 中枢中核都市の機能強化のため、中枢中核都市が複数市町村と連携した立地適正化計画を作成した場合、両者が共同で活用・整備する誘導施設を支援対象に追加。

今後の方向性

- 人口減少が進むなか、市町村間で連携したまちづくり計画の策定をより一層推進し、まちづくりが広域圏内で一体的に取り組まれるよう、その促進のための支援措置を講ずるべきではないか。
- 例えば、都道府県の広域的な調整能力を発揮するため、立地適正化計画に係る都道府県の役割・権限の明確化を図るべきではないか。

(中播磨圏域の立地適正化の方針)
平成29年3月27日

広域連携 複数自治体による広域的な立地適正化の方針の策定

背景・課題

- 人口減少・高齢化を背景に、鉄道路線を軸として沿線自治体が必要な都市機能を分担・連携することの必要性が増大。
- 平成27年以降、沿線自治体や交通事業者からなる勉強会・協議会を設立し、各都市の役割分担や連携のあり方について検討。

- 広域的な都市機能の集積を図るべき地区を姫路駅周辺、その他の地域的な都市機能の集積を図るべき地区を各拠点に設定し、公共交通の利便性や現状の施設立地状況を踏まえつつ、高次都市機能増進施設の役割分担を整理し、公共交通事業者も参加して広域方針を作成。
- 公共交通事業者と協力して今後の公共交通の利活用促進を目指しつつ、広域方針と整合した立地適正化計画を各市町ごとに作成。

○立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画※の策定状況

都市名	立地適正化計画	地域公共交通計画
姫路市	H30.3	R3.7
たつの市	H29.3	H29.3
太子町	H30.7	R6.3
福崎町	H29.3	H30.3

※現在の地域公共交通計画

役割分担 都市機能の役割分担と連携（都市機能集積地区の位置づけ）

広域都市機能集積地区（姫路駅周辺）

姫路駅前に大規模店舗、医療系専門学校を誘致、民間病院と公営病院を統廃合等により、高度で多様な都市機能の強化を図るとともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図る。

地域都市機能集積地区

広域都市機能集積地区と連携しつつ、広域行政機関（国県機関）、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能を役割分担し、維持・充実を図る。
また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補完についても考慮する。

＜高次都市機能増進施設の設定及び役割分担＞

分野	高次都市機能	役割分担
医療機関	三次救急医療機関（救命救急センター）	姫路市
	二次救急医療機関	姫路市・たつの市
教育機関	大学	姫路市・福崎町
	短期大学	姫路市
	専修学校	姫路市
スポーツ施設等	総合公園	姫路市・たつの市・太子町
主要コンベンション施設		姫路市
	商業施設 百貨店、大型SC等	姫路市・たつの市

役割分担 公共交通利便性の高い区域への居住推進

- 鉄道駅等周辺に集積する広域・地域都市機能の利便性を活かした居住の推進を図る。
- 鉄道駅からの徒歩圏や、鉄道駅にバス利用でアクセス可能な圏域を基本として、各都市が居住誘導区域を設定。

姫路市（姫路駅周辺）

姫路市（飾磨駅、野里駅、網干駅、山陽網干駅、広畑駅・夢前川駅、はりま勝原駅 等）
たつの市（本竜野駅・市役所周辺、竜野駅 等）
太子町（役場周辺）
福崎町（福崎駅、役場周辺）

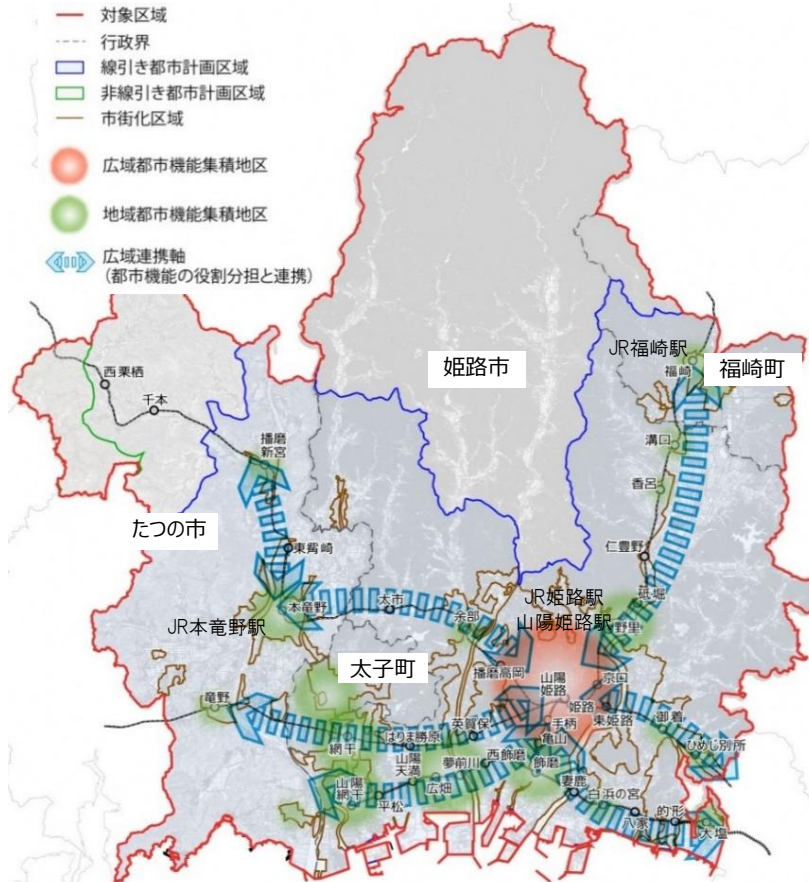
●周辺都市との公共交通施策の連携

福崎町地域公共交通網形成計画

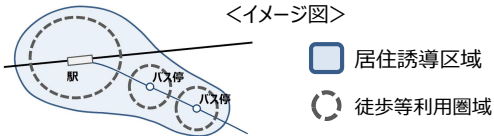
姫路市と連携し、公共交通空白地で新たなバス路線を運行することで、福崎町、姫路市の双方にある移動・通勤等需要や、潜在的な利用者の創出を図る。

○広域での地域公共交通網形成計画

2市2町での広域的な交通の方針の作成に向けて調整中



出典：中播磨圏域の立地適正化の方針



広域連携 複数自治体による広域的な立地適正化の方針の策定

背景・課題

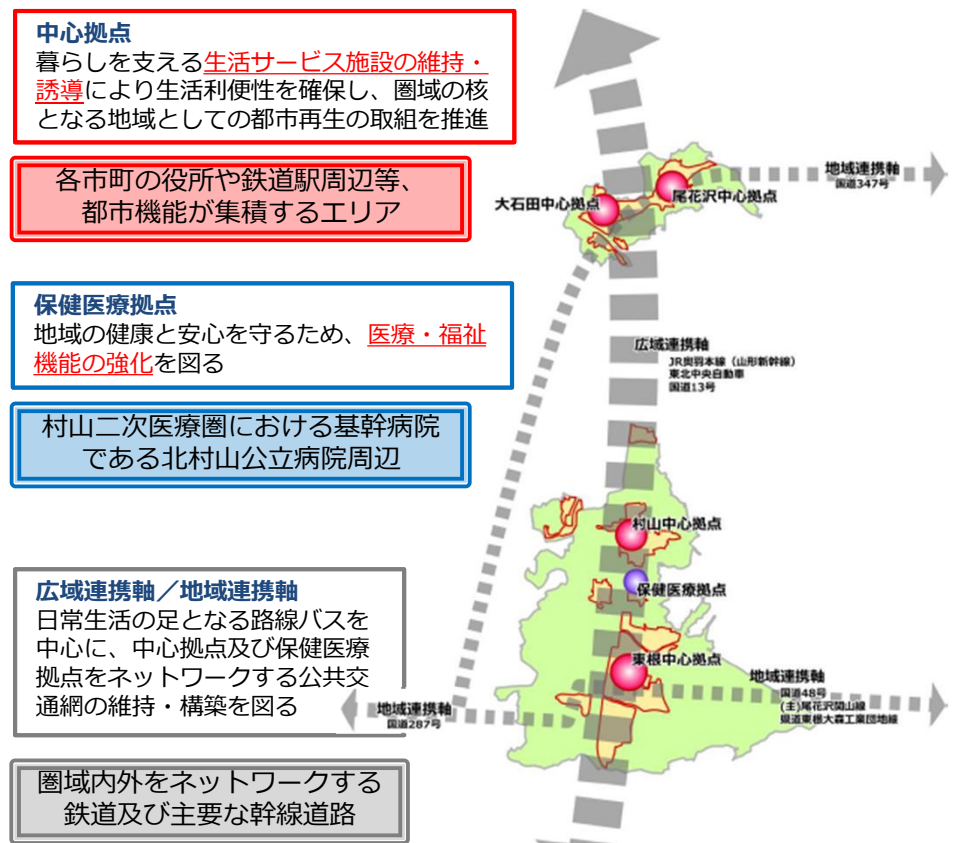
- ・人口減少・高齢化を背景に、日常生活に必要なサービスの確保や都市経営そのものが困難となっていくことが懸念。
- ・関係市町村等から構成される市町村都市再生協議会を組織し、広域的な立地適正化計画の方針について検討。
- ・圏域の基幹病院である北村山公立病院が、開院から60年以上経過し、老朽化に伴う建替えが課題。

- ・共通する地域課題に広域行政として連携しながら共同で対応し、各市町の特徴を踏まえた機能分担のもとで相互に協力しながら効率的な都市経営を図るべく、一体の圏域としてコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進めるための共通の考え方を策定。
- ・圏域全体で確保すべき広域連携誘導施設として医療施設を設定し、その立地誘導を検討。

○立地適正化計画及び地域公共交通計画の策定状況

都市名	立地適正化計画	地域公共交通計画
村山市	R2.3	R3.3
東根市	—	R3.3
尾花沢市	R4.6	R3.3
大石田町	R5.3	R3.3

役割分担 【都市機能の役割分担と連携(圏域の骨格構造)】



居住推進 【公共交通利便性の高い区域への居住推進】

- ・人口減少下でも一定のエリアで人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティを持続的に確保できるよう、おおむね以下の要件を満たすエリアに居住誘導区域を設定
 - 用途地域内(工業地としての利用を増進するエリアを除く)で、都市基盤が整備されている
 - 圏域全体の観点から、相対的に人口の集積があり、今後も一定の人口密度が維持される(維持すべき)
 - 相対的に都市機能の集積があり、かつ、公共交通の利用圏にあって日常生活の利便性が高い
 - 都市計画区域内において、医療施設や福祉施設等、地域住民の健康と安心を確保する施設が立地する
 - 都市計画区域外において、基幹的な集落が形成されている
 - 小学校・集会所等の地域コミュニティを支える施設が立地する
 - 災害リスクが小さい、または、一定の災害リスクが存在するものの、防災・減災対策を講じることで被害の低減が見込まれる

●広域連携誘導施設の設定

- ・おおむね以下の要件を満たすエリアに都市機能誘導区域を設定
 - 居住誘導区域内(商業等の都市機能の集積を図るために住居系の土地利用を制限している場合等は除く)
 - 各市町の都市計画マスタープランにおいて都市拠点・地域拠点等として位置づけられる
 - 鉄道駅やバス停等の公共交通施設を中心として、行政・商業・医療等の都市機能が充実している
- ・都市機能誘導区域ごとに定める誘導施設は、市町ごとに定められる都市機能に応じて、市町が策定する立地適正化計画で位置づけ
- ・**圏域全体で確保すべき施設を広域連携誘導施設とし、医療施設を設定**
- ・今後、医療施設以外の施設も圏域全体で確保が必要となった場合は、4市町で検討・調整のうえ、基幹的誘導施設として設定

<医療施設(北村山公立病院)>

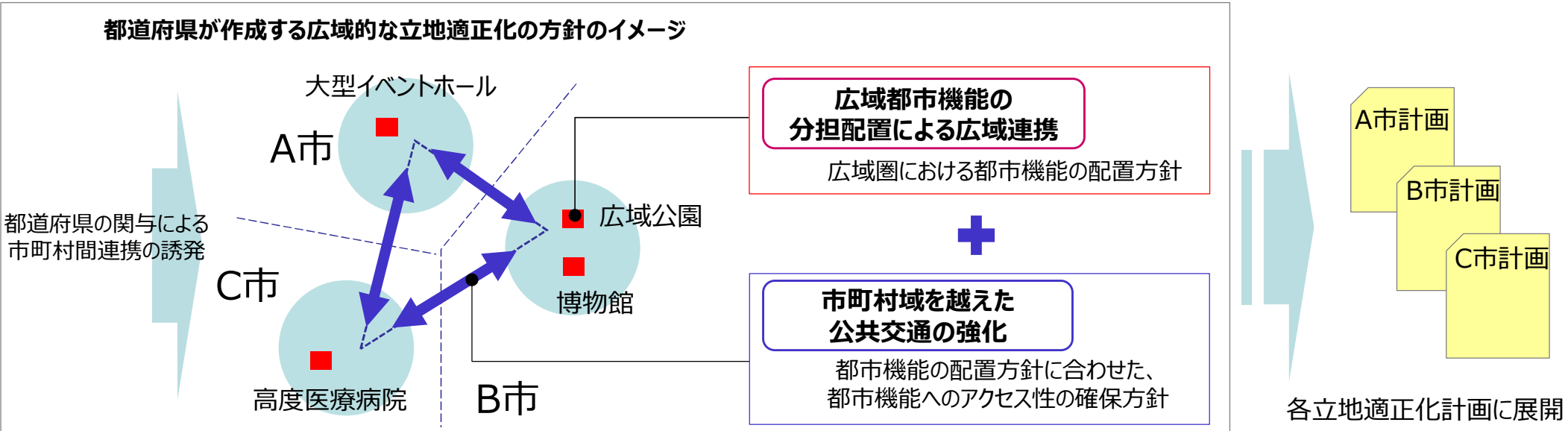
- ・4市町による北村山公立病院組合が設置、運営する圏域の基幹病院
- ・開院から60年以上経過し老朽化が進行しており、建替えが課題
- ・加えて、高度化・多様化する医療ニーズの変化への対応が必要
- ・建替えは現在地で行うことが決定しており、必要規模・機能を検討した、新病院整備の基本構想が策定済



立地適正化計画の実効性を一層高めるためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。一方で、広域連携を進めるに当たっては市町村間での合意形成にハードルがあるため、これを克服するための取組を国として推進する。更に、都道府県が広域連携に積極的に関与し、広域的な立地適正化の取組を行う場合に支援を強化する。

広域的な立地適正化の取組の更なる推進

- EBPMアクションプラン2024に基づく広域連携まちづくりの効果・課題を検証・分析し、市町村域を越えた広域連携まちづくりを推進する。
- 持続可能な都市構造の実現に向けて、CO2排出量の状況および業務施設等が持つ役割を分析し、その成果をまちづくりの健康診断等で横展開することで、広域における立地適正化計画の高質化や広域連携の強力な推進につなげる。【先導的まちづくり調査】
- 広域連携を推進するため、都道府県による広域的な立地適正化の方針の作成に対する支援を強化する。
【コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費】
- 都道府県が作成した広域的な立地適正化の方針に基づく都市機能の整備等への支援を推進する。
【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業】

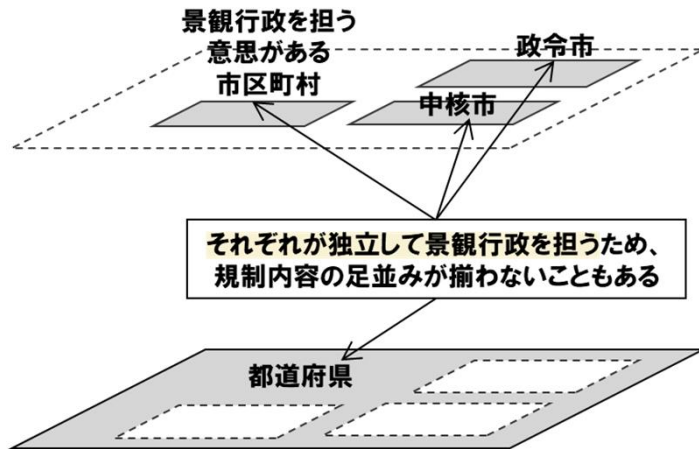


都道府県の役割や制度のあり方の見直しによる広域的な景観保全の促進

- 本小委員会では、地域の歴史・文化や景観・環境等の地域固有の魅力に根ざすまちづくりに関して、地域魅力の裾野の拡大に加え、広域的な景観保全の重要性についてもご意見をいただいていたところ。
- 景観法では市町村がそれぞれ独立して景観行政を担うため、山並みや湾岸など複数の市町村域にまたがる自然景観等では、景観形成基準等の足並みが揃わず、広域的な景観の保全が困難となっている事例が散見される。
- 広域的な景観を保全するため、都道府県が景観行政団体である市町村間の景観行政を調整することが望ましいが、現行法では、都道府県による調整・支援に関する制度的な事務権限が無いため、実効性は限定的である。

地域が抱える課題

景観行政団体の考え方



<景観行政団体数>

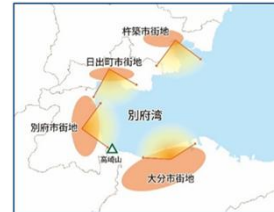
全体816団体
・都道府県：39団体
(8県は全ての市町村が景観行政団体に移行済)
・市区町村：777団体

・現行制度においても、都道府県は、その区域において景観行政の施策を策定・実施する責務を有するものの、景観行政団体である市町村に対して調整・支援を行う制度的な事務の位置づけが無い。

広域景観保全に取り組む事例

大分県広域景観保全・形成指針(任意計画)の取組

タイプA 景観の一体的な保全・形成を図るエリア



⇒任意の取組として、関係する市町村間の調整を図ることは可能であるが、法的根拠がないため実効性に課題

今後の方向性

- 広域的見地に立って景観保全を進めていくため、関係市町村間での連携強化や全体最適に向けた都道府県による調整の促進に要する措置を講ずるべきではないか。具体的には、広域景観保全に関する基本的な方針の策定の促進、都道府県と関係する市町村で構成される調整会議の活用、都道府県による市町村間の調整機能の明確化等の措置が考えられるのではないかな。
- また、近年の小規模市町村を取り巻く社会情勢等を鑑みると、単独の市町村では景観行政団体としての職務を全うすることが実効的なスキームではない場合も見られるため、景観行政団体としての一部もしくは全ての事務を都道府県に返還することも選択肢として、個別の地域事情に応じて柔軟に都道府県・市町村間の役割分担の見直しを図ることができる環境を構築すべきではないかな。

地域間連携の促進に資する政策評価

- 今般、都道府県の権限の明確化等の措置を講ずることにより、広域連携を強力に進めていくこととなるが、地域間での連携をより一層加速度的に進めていくためにも、広域連携の効果を示す分析結果の周知が必要。
- 本委員会においても、「広域連携を進めるためには首長の判断が必要な中で、連携による将来的なメリットを自治体担当者がデータで示せるとよい」「広域連携を先行的に行っている都市をモデルとして分析を行い、知見の共有化を進めていくべき」等のご意見を頂いたところ。
- この点、国土交通省においては、現在、EBPMアクションプランに基づき「広域のまちづくり」に関するEBPM分析を進めており、先行的に広域で公共施設等の再編等を行っている地域をモデルに、ロジックモデルの構築や、広域的な視点でまちづくりを実施することの効果検証等を進めているところ。

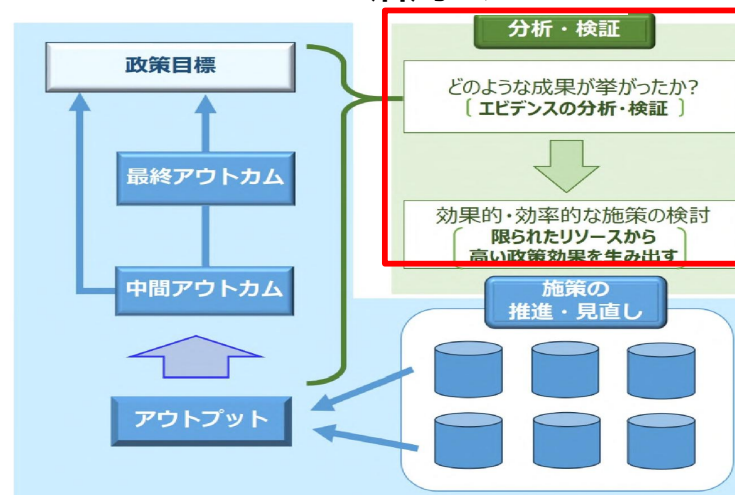
EBPMアクションプラン2024

- 多年度にわたる重要政策及び計画(効率的な医療・介護サービス、質の高い公教育、**広域のまちづくり**、半導体・GX投資等、10分野)を対象に、エビデンスに基づく政策立案を行うため、政策目標、達成・進捗の検証方法、データの整備方針、政策への反映等の手法を明確化。

EBPMアクションプラン2024の重要政策・計画

分野	重要政策・計画
社会保障	効率的な医療・介護サービスの提供体制の構築(地域医療構想、医師の偏在是正等) 年齢・性別に関わらず生涯活躍できる環境整備
少子化・こども	急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策(こども未来戦略)
文教	質の高い公教育の再生
科学技術	研究・イノベーション力の向上
社会資本整備	広域のまちづくり
地方行財政	地方創生2.0
防衛	防衛生産・技術基盤の維持・強化
多年度投資	2050年カーボンニュートラルに向けたGXへの投資(GX実現に向けた基本方針、GX推進戦略) 半導体関連の国内投資促進

EBPMの活用イメージ



今後の方向性

- まちづくり分野における地域間連携をより一層強力に進めるため、EBPMアクションプランに基づく効果検証により、**地域間連携による政策効果の定量化を進めていくべき**ではないか。
- 例えば、本EBPM分析で得られた成果については、将来的に「都市計画運用指針」や「立地適正化計画の手引き」などに反映することで、**自治体間の連携を促進**させてはどうか。

まとめ:『これらを推進するための政策間、地域間での連携』の方向性(案)

論点1.~4. に掲げる政策を効果的に進めるため、①まちづくりに関連する政策との省庁間・部局間横断的な連携強化、②都道府県の役割の明確化等による地域間連携の促進を進めるべきではないか。

1 まちづくりに関連する政策との省庁間・部局間横断的な連携強化

各省庁・部局間と連携した様々な取組により、都市政策の充実を図ってきたところ、既存の組織や行政区域といった垣根を越えた新たな連携による、より効果的な政策を模索していくことが重要。これまで連携を進めてきた政策分野については、施策の実効性向上に努めると共に、新たな政策分野とも連携を図っていくべきではないか。その際には、互いの政策目的に対して相乗効果が図られるよう留意することが重要ではないか。

政策間連携の促進に向けては、今後の政策の方向性等を適時情報共有できる場であるコンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームを最大限活用する等、省庁・部局等の横串の関係を深めるための取組を進めるべきではないか。

立地適正化計画の更なる実効性向上には、「まちづくりの健康診断」をより効果的なものとする必要があるため、これまで活用していた統計的情報に留まらず、他の政策分野において保有している情報も積極的に活用してことや、「まちづくりの健康診断」を通じて得られた情報をコンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームの構成員をはじめとした他省庁等にも広く共有することで、各省庁・各部局における政策立案にも反映していくことが有用ではないか。

さらに、自治体による効果的なまちづくりの実践に向けては、各地方支分部局等も一体となつての、伴走型での支援等も効果的ではないか。

2 都道府県の役割の明確化等による地域間連携の促進

より効果的かつ整合性をもってまちづくりを進めていくため、単独の市町村のみならず、広域的見地に立って全体最適を図っていくことが望ましく、その観点から、地域間連携を進めていくべきである。このため論点1、2で示したように、立地適正化計画制度や景観法制度において、市町村間の連携強化や全体最適に向けた調整機能としての都道府県の役割を明確化し、地域間連携を促進するべきではないか。

また、まちづくり分野における地域間連携を促進する観点では、合意形成を円滑に進めるため、連携による効果を定量的に示すことも重要であり、

- EBPMアクションプランに基づく効果検証等により、地域間連携による政策効果を定量的に示す取組を進めるとともに、
- 定量的に示された成果については、「都市計画運用指針」や「立地適正化計画の手引き」といった指針や技術的助言に反映するなど、自治体がまちづくりに活用することを促す取組まで繋げるべきではないか。